

この資料は業務の参考のための仮訳です。  
利用者が当情報を用いて行う行為については、  
利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

## 植物検疫措置に関する国際基準

### ISPM 25

#### トランジット中の積荷

2006年採択:2016年出版

FAO は、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が [www.ippc.int](http://www.ippc.int) でダウンロードできることを付記すること。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは <http://www.fao.org/contact-us/licencerequest> を通じて行うか、[copyright@fao.org](mailto:copyright@fao.org) に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト ([www.fao.org/publications](http://www.fao.org/publications)) で入手が可能であり、また [publicationssales@fao.org](mailto:publicationssales@fao.org) を通じて購入できる。

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

## 出版の過程

*基準の公式な部分ではない*

2002 年 03 月 ICPM-2 がトピックトランジット(2002-003)を追加

2003 年 11 月 SC が植物検疫措置のためのトランジット中の積荷の仕様書 13 を承認

2004 年 02 月 EWG が草案を作成

2004 年 04 月 SC が草案を修正し MC へ承認

2004 年 06 月 MC に送付

2005 年 11 月 SC が採択のための草案を修正

2006 年 04 月 CPM-1 で基準を採択

ISPM 25.2006. *トランジット中の積荷*。ローマ、IPPC、FAO。

2013 年 08 月 IPPC 事務局は、CPM-8(2013)に記載されているようにインクの修正を適用

2015 年 06 月 IPPC 事務局は、インクの修正を組み込み、CPM-10(2015)に基づく基準手続きの廃止に従って基準を再フォーマット

出版の過程の最新修正: 2015 年 12 月

## 目次

採択

序論

範囲

参照

定義

要件の概要

背景

要件

1. トランジット国のための病害虫リスクアナリシス
  - 1.1 病害虫リスクの特定
  - 1.2 病害虫リスク評価
  - 1.3 病害虫リスク管理
    - 1.3.1 更なる植物検疫処置を要求しないトランジット
    - 1.3.2 更なる植物検疫処理を要求するトランジット
    - 1.3.3 他の植物検疫措置
2. トランジット・システムの確立
3. 不適合及び緊急状況に対する措置
4. 協力及び国内での情報伝達
5. 無差別
6. 再検討
7. 文書化

## 採択

この基準は 2006 年 4 月の植物検疫措置に関する委員会（CPM）の第 1 回会合で採択された。

## 序論

### 範囲

この基準は、ある国の領土を通過するがそこに仕向けられたものではない規制品目の荷口に対する病害虫リスクを、当該トランジット国で適用される植物検疫措置が技術的に正当化され、かつその国内に有害動植物が侵入する、及び/又はまん延することを防ぐために必要であるような方法で、特定、評価及び管理するための手続を記述するものである。

### 参照

現在の基準は、植物検疫措置に関する国際基準 (ISPMs) を参照する。ISPMs は、国際植物検疫ポータル (IPP) (<https://www.ippc.int/core-activities/standards/ispm/>) で入手可能。

**IPPC. 1997. *International Plant Protection Convention*. Rome, IPPC, FAO.**

### 定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM 5（植物検疫用語集）に掲載される。

### 要件の概要

国際貿易には、税関<sup>1</sup>の管理下にあり、ある国の領土を通過するが輸入されない規制品目の荷口の移動が含まれ得る。そのような移動は、トランジット国に対して病害虫リスクをもたらすかもしれない。IPPC の締約国は、当該措置が、技術的に正当化され、その国内に有害動植物が侵入する、及び/又はまん延することを防ぐために必要であることを条件に（IPPC 第 7 条 4）、その国の領土内をトランジット中の荷口に対する措置を適用することができる（IPPC 第 7 条 1c 及び第 7 条 2g）。

この基準は、トランジット国の国家植物防疫機関 (NPPO) が、どの移動が NPPO の介入を必要とするか、及び植物検疫措置の適用の対象となるか、またその場合に適用される植物検疫措置のタイプを決定するためのガイドラインを提供する。そのような場合の、協力及び情報伝達、無差別、再検討及び文書化の必要性とともに、トランジットシステムの責務及び要素が記述されている。

### 背景

トランジット中の荷口やそれらの輸送機関は、IPPC の第 7 条および 1 条の範囲内に含まれる。

第 7 条 1c は、以下のように述べている：

「締約国は、自国の領域に規制有害動植物が侵入及び/又はまん延することを防止する目的をもって、…律する主権を有する。締約国は、この目的のため、規制有害動植物について、自国の領域内への移入を禁止し又は制限することができる。」

第 7 条 4 は、以下のように述べている：

「締約国は、技術的に正当化されており、かつ、有害動植物の侵入及び/又はまん延防止のために

---

<sup>1</sup> 税関機関は、京都議定書としても知られる 1973 年の「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書」を遵守している。これは税関技術の調和に関する国際的な法律文書で、税関法令のすべての側面をカバーし、税関上のトランジットに関する附属書 E1 及び積替に関する附属書 E2 を含む。

必要な場合に限り、自国の領域内を通過する積荷に対して、この条に明記された措置を適用することができる。」

第1条4項は、以下のように述べている：

「この条約の規定は、締約国が適当と認める場合には、特に国際輸送に関連して植物に対する有害動植物を潜ませ又はまん延させる可能性のある植物及び植物生産物に加え、貯蔵場所、こん包、運搬機関、容器、土壌その他のすべての生物及び物あるいは材料にも同様に適用することができる。」

トランジットは、ある国（以下、トランジット国とする）を通過するがそこに輸入されない規制品目の荷口の移動を含む。トランジット中の荷口は、有害動植物のトランジット国への侵入及び/又はまん延の潜在的な経路になる。

トランジット中の荷口は、分割又は他の荷口と組み合わせられず、かつこん包を変更されずに、密封及び必要な場合は封印されたままトランジット国を通過するかもしれない。そのような条件下では、荷口の移動は、特に、荷口が封印されたコンテナ<sup>2</sup>で輸送される場合は、多くの場合、病害虫リスクをもたらさず、植物検疫措置は必要とされないだろう。しかしながら、そのような状況でも、トランジット中における事故のように、商品及び潜在的な有害動植物が予期せずに暴露される場合に対処するため、非常時のプランが必要かもしれない。

しかし、トランジット国を通過する荷口及びその運搬機関は、病害虫リスクをもたらすような方法で輸送されたり、取り扱われたりするかもしれない。これは例えば、荷口が密封されておらず開放されたまま輸送される場合、又はトランジット国を直接通過するのではなく一定期間保管される場合、又は荷口が分割、結合、再こん包された場合、又は特に輸送方法の変更がある場合（例えば、船から鉄道へ）である。そのような場合、トランジット国への有害動植物の侵入を防ぐため、又は/及び当該国内でのまん延を防ぐために、当該国で植物検疫措置を適用することができる。

「トランジット」という語句は植物検疫上の目的に使用されるだけでなく、税関の管理下での物品の移動に関する標準的な手続においても一般的に認められた名称であることが留意されるべきである。税関による管理は、文書の確認、追跡（例えば電子的な）、封印、運送業者の管理、入出国管理を含み得る。税関による管理自体は、植物検疫上の荷口の安全性を保証するためのものではなく、よって必ずしも有害動植物の侵入及び/又はまん延に対する防御になるものではない。

積替は、国間の荷口の移動の特定の一側面である。それは輸送過程における一つの輸送機関（輸送手段）から別のものへの荷口の移動を指す（例えば、海港での船から船へ）。通常、積替は、税関が特定した地域内で税関の管理下で行われる。積替はトランジット国で行われ得ることから、この基準で取り扱われる。

## 要件

### 1. トランジット国のための病害虫リスクアナリシス

トランジット中の荷口に関する病害虫リスクアナリシス (PRA) は、輸入及び輸出締約国の一方の又は両方の NPPO がすでに獲得している又は開発している PRA に関連する情報を共有することにより促進されるであろう。

#### 1.1 病害虫リスクの特定

トランジット中の荷口に関する潜在的な病害虫リスクを特定するため、トランジット国の NPPO (これ以下は NPPO とする) は関連する情報を収集し、再検討するべきである。

そのような情報の要素は、以下を含み得る：

- 税関及び他の関連部局により適用される手続

<sup>2</sup> 海上貿易で一般的に使用される標準的な、完全に閉鎖された、そして安全な輸送用コンテナ。

- － トランジット中の規制品目又は商品の分類群及びそれらの原産国
- － トランジット中の荷口の輸送手段及び方法
- － トランジット中の荷口に付着する規制有害動植物
- － トランジット国における寄主植物の分布
- － トランジット国におけるトランジットのルートに関する知識
- － 荷口から有害動植物が散逸する可能性
- － トランジット中の商品の荷口に対する既存の植物検疫措置
- － こん包のタイプ
- － 輸送の条件（冷蔵、調整気相など）

NPPO は、例えば、トランジット国により規制されている有害動植物が、トランジット中の荷口に付着しない場合など、潜在的な病害虫リスクをもたらさないトランジット中の荷口が、植物検疫手続なしで移動する、または移動を続けてもよいと判断することができる。

NPPO は、例えば、輸送機関又はこん包が完全に密閉され、封印され、安全である場合、又は有害動植物がトランジット国により規制されており、トランジット中の荷口から散逸しそうにない場合など、無視できる程度の病害虫リスクしかもたらさないトランジット中の荷口が、植物検疫手続なしで移動する、または移動を続けてもよいと判断することもできる。

もし、潜在的な病害虫リスクが特定された場合、植物検疫措置の必要性及び技術的正当性を特定するために、特定の有害動植物又はトランジット中の荷口に関する病害虫リスク評価が必要である。

トランジット国での規制有害動植物又は緊急行動下にある有害動植物に関連する病害虫リスクのみが検討されるべきである。

## 1.2 病害虫リスク評価

トランジット経路に関連する病害虫リスクの評価は、通常トランジット中の荷口から有害動植物が侵入又はまん延する可能性の評価だけに焦点が当てられるべきである。関連する潜在的な経済的影響は、規制有害動植物の場合は評価されているはずであり、それゆえに、繰り返される必要はない。

有害動植物の侵入及びまん延の可能性の評価に関する指針は、ISPM 11 (検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス)。トランジット中の荷口に対しては、また以下の情報が関連し得る：

- － トランジット中の荷口からの規制有害動植物の侵入及び/又はまん延の経路
- － 関連する有害動植物の分散のメカニズム及び移動性
- － 輸送方法（例えば、トラック、鉄道、航空機、船）
- － 輸送の植物検疫上の安全（例えば、閉鎖やシール）
- － こん包の形態
- － 形状の変更（結合、分割、再こん包）
- － トランジット又は保管の期間及び保管状態
- － トランジット国への移入前及びトランジット国内での荷口のルート
- － トランジットの頻度、量及び時期

NPPO が、病害虫リスク評価により、病害虫リスクを特定した場合には、病害虫リスク管理の選択肢が検討され得る。

## 1.3 病害虫リスク管理

病害虫リスク評価に基づき、トランジット中の荷口は、2つの幅広いカテゴリーに分類される：

- － NPPO の介入が必要、又は

- － 税関による管理のみで処理する。

病害虫リスク管理に関する詳細は、ISPM 11 で提供されている。

### 1.3.1 更なる植物検疫処置を要求しないトランジット

NPPO は、病害虫リスク評価を通じて税関管理のみで十分であることを決定できる。このような場合、NPPO は、税関による管理に加えて植物検疫措置を適用するべきではない。

### 1.3.2 更なる植物検疫処理を要求するトランジット

トランジット中の荷口に対する病害虫リスク評価により、特定の植物検疫措置が必要であると結論付けられるかもしれない。これらは以下を含み得る：

- － 荷口の属性又は完全性の確認(詳細は ISPM 23 (検査の指針) 参照)
- － 植物検疫上の移動に関する文書(例えば、トランジットの許可)
- － 植物検疫証明書 (トランジットに関する要件を伴う)
- － 指定輸出入地点
- － 荷口の出国の確認
- － 輸送の形態及び指定したトランジットのルート
- － 配置変更の規制 (例えば、結合、分割、再こん包)
- － NPPO が指定した備品又は施設
- － NPPO が指定した税関の施設
- － 処理(例えば、輸出前処理、荷口の植物検疫上の安全性が疑われる場合の処理)
- － トランジット中の荷口の追跡
- － 物理的条件 (例えば、冷蔵、有害動植物に耐え得るこん包又は散逸を防ぐ輸送機関)
- － 輸送機関又は荷口に対する NPPO 指定の封印の使用
- － 特定の運送業者の緊急管理計画
- － トランジットの時間又は時期の限定
- － 税関に要求されているものに追加する文書
- － NPPO による荷口の検査
- － こん包
- － 残渣のこん包及び処分

そのような植物検疫措置はトランジットの国の規制有害動植物かその国で緊急行動がとられている有害動植物のみに適用すべきである。

### 1.3.3 他の植物検疫措置

トランジット中の荷口に対し適切な植物検疫措置が利用できない、または適用が不可能な場合、NPPO は、そのような荷口に関し、禁止措置を含む輸入と同じ要件に従うよう要求することができる。

トランジット中の荷口が、病害虫リスクをもたらすような方法で保管され、又は再こん包される場合、NPPO は、荷口が植物検疫上の輸入要件に合致するよう、又は他の適切な植物検疫措置に従うよう決定することができる。

## 2. トランジット・システムの確立

締約国は、NPPO、税関及び他の関係当局を協力者として、トランジット中の荷口の植物検疫措置に関するトランジット・システムを開発することができる。そのようなトランジット・システムの目的は、トランジット中の荷口及びその輸送機関に付着する規制有害動植物のトランジット国内への侵入及び/又は国内でのまん延を防ぐことである。トランジット・システムは、植物検疫法令、規則及び手続による規制上の枠組みが基礎として必要である。当該トランジット・システムは、適切な場合、NPPO、税関及び他の関係当局により共同で運用され、所定の植物検疫措置が適用されることを確保すべきである。

NPPO はトランジット・システムの植物検疫上の側面に関する責務を有し、税関のトランジット手続を考慮しながら、病害虫リスクに対処するために必要な植物検疫措置を確立し、実施する。

### 3. 不適合及び緊急状況に対する措置

トランジット・システムは、NPPO により確立される不適合又は緊急状況（例えば、トランジットで移動中の荷口から規制有害動植物が予期せず散逸するようなトランジット国での事故）に対する措置を含み得る。ISPM 13(不適合及び緊急行動の通報に関する指針)は、トランジット国が輸出国及び、適切な場合には、仕向国に対し、不適合の通報を発出する際の具体的なガイドラインを含んでいる。

### 4. 協力及び国内での情報伝達

NPPO 及び税関及び他の当局(例えば、港湾当局)の間の協力は、効果的なトランジット・システムを確立及び維持し、トランジット中の規制品目の荷口を特定するのに必要不可欠である。そのため、NPPO にとって、税関管理下の荷口に関する情報を受理し、それにアクセスするための税関との特定の協定が必要とされるかもしれない。

NPPO は、適切な場合、トランジットに関係するすべての利害関係者との協力体制を確立し、情報伝達を維持することもできる。

### 5. 無差別

トランジット中の荷口は、トランジット国へ輸入される同様の植物検疫上の状況の荷口に適用される植物検疫措置以上の制限的な措置を課されるべきではない。

### 6. 再検討

NPPO は、適切な場合、関係当局及び利害関係者と協力して、必要に応じ、トランジット・システム、トランジット中の荷口のタイプ及び関連する病害虫リスクを再検討、調整すべきである。

### 7. 文書化

いかなるトランジット・システムも、適切に記述し、文書化されるべきである。

トランジット中の荷口に対する植物検疫上の要件、制限及び禁止措置については、直接影響を受ける、あるいは複数の締約国に対し、要請に応じて、通知されるべきである。